

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぷ

第40号 (2020年4月発行)



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。

この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

雇用保険の追加給付の対象になつていませんか

厚生労働省では、全国の事業所における雇用者数、給与、労働時間について、毎月の状況や増減の動きを明らかにすることを目的とした調査を行っており、その結果を「毎月勤労統計調査」という形で、毎月公表しています。

しかしながら、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、雇用保険、労災保険等で、多くの方の給付が支払い不足の状態となっており、その不足分を追加して給付することになっています。追加給付の対象となる方については、以下のとおりとなっており、対象となる方に対しては、順次「お知らせ」が郵送されています。

雇用保険関係の給付を受給していた皆様へ
2004年8月以降に支給された雇用保険関係の給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出していました。この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険の給付額に影響が生じています。このため、2004年以降に雇用保険の給付を受給した方の一部に対し、追加給付が必要となりました。（現在受給中の方も該当する場合あり）。

国民の皆様に不利益が生じることのないよう、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。

御迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年8月以降
支給された方
に追加給付の対象
になります

雇用保険の平均額（1つの受給期間）の賃金額の超過額は約1,400円です。

※2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金によって追加給付の対象にならないことがあります。

雇用保険関係の追加給付については、システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに、順次、開始することを予定しています。

システム改修等の準備が整い次第、住所データが残っている方については、お手紙にてご連絡を差し上げることを予定しています。住所データがない方や勤居等で住所が不明となった方については、記載のないホームページ等を通じて追加給付の可能性がある給付の種類や受給時期等を確認し、国民の皆様に申し出でていただくよう協力を呼びかけています。

今後、追加給付手当の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況を厚生労働省ホームページにて公表していきます。

※ 今後の手続に復びますので、次の書類は複数枚に保管してください。
【雇用保険の失業者給付】 受給資格証
【失業者の退職手当】 退職手当受給資格証 等
【就職促進手当】
※ 労働政策統合推進法の就職促進手当等は、システムによります追加給付を行います。ワークでの確認・準備手当が終了次第、追加給付の手続を開始いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



対象となる方には、厚生労働省よりこのような文書が届きます。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30 ~ 17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：安藤（家計相談支援員）